

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大分県

2 構造改革特別区域の名称

おおいた誰もが安心して暮らせるまちづくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

大分市、別府市、中津市、竹田市、豊後大野市及び由布市並びに大分県東国東郡姫島村の全域

4 構造改革特別区域の特性

大分県は早い時期から高齢化が始まり（昭和３５年度国勢調査での高齢化率７．１％）全国平均を上回るスピードで進行し、昭和６３年には１４％を超え高齢社会に入り、平成１０年には２０％を超え超高齢社会に入った。平成１６年１０月１日現在の高齢化率は２３．８％（総務省統計局推計）で、全国９番目の高齢県となっている。この傾向は今後も続く予想され本県の高齢化率は、平成１２年の２１．８％から平成２７年には２９．５％になると推計されている。

高齢化・過疎化が進む本県においても、人口減少、少子化、地方分権の推進、広域的な行政ニーズや構造改革への対応のため平成１７年１月から平成１８年３月にかけて急速に市町村合併が進み、５８市町村が１８市町村へと再編され、行政地図が大きく変わった。このうち別府市、日出町を除く１６市町村が過疎市町村又は過疎地域を含む市町村となっている。合併にあたっては、新市における行政能力の向上が期待された一方、周辺地域では「福祉サービスの低下」が懸念された。

また、本県の財政状況は長期的な景気の低迷などによる県税収入の減少や地方交付税の伸び悩みなどから平成１６年度末の地方債残高が９，８９９億円となるなど厳しさを増している。そのため今後の行財政運営にあたっては「選択と集中」の観点から、重点的・効果的かつ効率的に財源と人材を投入することが求められており、行財政運営の透明性の確保や行政コストの削減に努め、財政健全化を達成することが課題となっている。また、県内各市町村においても同様に財政は厳しい状況となっている。

このような状況の中、障がい者福祉の分野では、平成１６年度から平成２５年度まで

の１０年間を計画期間とする「大分県障害者基本計画（第３期）」を策定し、「自立」「利用者本位」「共生」をキーワードに障がいのある人もない人も共に輝いて、生き生きと生活し活動する社会の実現を目指している。

県内の知的障がい児（者）の総数は、１２，０００人と推計されており、そのうち療育手帳所持者数は、１８歳以上６，０８３人、１８歳未満１，３７５人、合計７，４５８人、身体障がい者手帳所持者数は１８歳以上６３，３１８人、１８才未満１，０３３人、合計６４，２３１人（平成１７年３月末）となっている。

県内に整備されている、障害者（知的）デイサービス事業所は１１か所、児童デイサービス事業所は１６か所と数が少なく拠点的な整備にとどまっている。このため、特に周辺地域では、サービスの利用を必要とする知的障がい者、障がい児はサービスを利用することができない状況にあり、住み慣れた地域で障がい福祉サービスを活用し、安心して暮らすことが困難な環境におかれている。

高齢化・過疎化そして財政の制約の中、障害者及び児童デイサービス事業所が整備されていない周辺地域においても、知的障がい者や障がい児が身近な場所でデイサービスを利用して安心して暮らせる地域ケア体制の整備が求められている。

５ 構造改革特別区域計画の意義

本県における知的障がい者を主たる利用者とする指定障害者（知的）デイサービス事業所及び指定児童デイサービス事業所は、平成１８年４月１日現在でそれぞれ１１か所、１６か所が整備されている。そのうち、それぞれ４か所、５か所が合併前の大分市に集中しており、他の事業所も多くが合併新市の中心地域に設置されている状況にあり、周辺地域の知的障がい者や障がい児は身近な場所でデイサービスを希望しても利用することが困難な状況となっている。しかしながら、専用スペースと療育スタッフ、生活支援スタッフを揃えた指定障がい者デイサービス事業所及び指定児童デイサービス事業所を周辺地域まで万遍なく設置することは当分の間見込めないのが現状である。

一方、指定通所介護事業所は、高齢化の進展を背景に県内に着実に整備され、現在２３５か所が周辺部を含めて遍く設置されており、地域の高齢者の在宅生活を支えている。

このような状況のなか、本特例措置である「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」の実施は、既存の社会資源である指定通所介護事業所を効率的に活用することにより知的障がい者、障がい児及び保護者のサービスニーズに応え、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に資するものである。

６ 構造改革特別区域計画の目標

平成１７年１１月に策定した大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン２００５」において、３つの基本目標のひとつに「安心して心豊かに暮らせる大分県」を掲げ、「高齢者や障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で自立して生活できるよう、地域ケア体制の整備」の推進を重点戦略としている。

本特例措置の取組みにより、県内各地域に万遍なく整備されている既存の社会資源である指定通所介護事業所をフルに活用して県内のどこでもサービスの利用を望む全ての知的障がい者、障がい児が身近な場所で日中活動の場を確保できる体制を整え「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指す。

なお、今回計画地域として本特例措置の申請を行わなかった市町村で障害者デイサービス事業所、児童デイサービス事業所の整備されていない周辺地域を含む市については、実施が可能となるよう、今後実施主体との調整を進め、県下全域において身近な場所で知的障がい者、障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を行うことを目標とする。

７ 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

大分県の指定通所介護事業所の利用率は概ね平均７０％前後であり、その多くが定員割れの状態にあるが、施設の空きスペースや介護職員の支援技術を活用して知的障がい者や障がい児を受け入れることにより指定通所介護事業所の活性化を図ることができる。

さらに、知的障がい者や障がい児が身近な施設を利用できるようになると、遠距離の施設への送迎や家庭介護を行っていた保護者の経済的、肉体的、精神的、時間的負担が軽減され、就労やボランティア活動等地域の経済社会活動への参画が可能となる。

知的障がいや発達障がいは、その特性から誤解を受けることも多く、地域社会に受け入れられることが難しい現状にあり、社会の理解の促進が緊喫の課題となっている。本事業の実施により、その多くが地元から雇用されている指定通所介護事業所の介護職員や地域のボランティアが、知的障がい者や障がい児に接する機会を得ることにより、発達障がいをはじめとする障がいの特性に対する理解が進み、地域社会の理解の促進の大きな力となる。

また、高齢者や知的障がい者、障がい児など特性の異なる人々が同じサービスを利用することにより相互理解が進み、お互いを気づかい思いやる心の醸成を図ることができる。

８ 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（９０６）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の特別構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 指定通所介護事業所における受入体制の強化

県主催による知的障がい者、障がい児受入研修の開催

知的障がい者、障がい児を受け入れる指定通所介護事業所の介護職員等を対象として、障がいの特性や支援方法等を理解してもらうため大分県が主催する3日間の研修を開催する。

知的障がい者を受け入れる場合の知的障がい者援護施設等の技術的支援の確保

障がい児を受け入れる場合は、障がい児施設から技術的支援を受けることが、本特例をうける場合必要とされている。

本県においては、知的障がい者を受け入れる指定通所介護事業所に対して、支援プログラム作成や個別の支援方法の相談、施設実習等について知的障害者援護施設等の技術的支援を受けることを推奨し、受入体制の強化を図る。

(2) 介護報酬単価と障害者（児童）デイサービスの報酬単価の格差の一部解消

高齢者と特性の大きく異なる知的障がい者、障がい児を受け入れる指定通所介護事業所においては、必要に応じて障がい者・障がい児に応じた個別の支援を行うなどその運営に人的、経済的負担がかかることが想定される。

しかし障がい者・障がい児の受入による報酬単価は、介護保険の報酬単価よりも低い額となる基準該当障害者デイサービス報酬単価（あるいは、基準該当児童デイサービス単価）となっており、そのため知的障がい者・障がい児の受入が進まないおそれがある。

本県においては、知的障がい者、障がい児を受け入れる指定通所介護事業所に対して、受入を促進するための費用を助成する市町村に対し、その経費の一部を補助する。

別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（ 9 0 6 ）

2 措置を受けようとする者

指定通所介護事業所、指定障害者デイサービス事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

大分市 ... 別紙 1 - 1

別府市 ... 別紙 1 - 2

中津市 ... 別紙 1 - 3

竹田市 ... 別紙 1 - 4

豊後大野市...別紙 1 - 5

由布市 ... 別紙 1 - 6（ 1 ）～（ 3 ）

姫島村 ... 別紙 1 - 7

5 当該規制の特例措置の内容

大分県は障害者デイサービス事業所及び児童デイサービス事業所の数が少なく、拠点的な整備となっているため、周辺部においては利用ができない、或いは利用に当たって長距離の送迎が必要になるなど障がい者や障がい児のニーズに十分に対応できていないのが現状である。

そのため、本特例措置により県内各地域に整備の進んでいる指定通所介護事業所等における障がい者、障がい児の受入を可能とすることによりそのニーズに応え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する。

(別紙 1-1)

大分市

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	社会福祉法人七瀬陽史会
イ 所在地	大分市大字竹矢 1 0 2 4 番地の 1
ウ 施設名称	和泉デイサービスセンター E 型
エ 施設所在地	大分市大字竹矢 1 0 0 6 番地の 1
オ 施設種別	指定通所介護事業所
カ 定 員	1 0 名
キ 現在の平均利用者数	6 名
ク 本特例措置における利用見込者数	
知的障がい者	2 名
・ 障がい児	1 名
合計	3 名

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

4.6 m²/人

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障がい者及び障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

- ・生活指導員 2 (1) 名 ・看護師 2 (1) 名 ・介護職員 2 名
- ・機能訓練指導員 2 (1) 名

* () は非常勤職員数の再掲

* 定員を超える受入は行わないため、職員の増員はしない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害自立支援法に基づく障害者デイサービス事業所において障がい児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障害児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称 (施設種別) ... ひばり園 (知的障害児通園施設)

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

実習の受入、個別の支援方法の相談支援等

(別紙 1-2)

別府市

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター
イ 所在地	別府市大字鶴見 1 0 2 6 - 1
ウ 施設名称	農協共済別府リハビリテーションセンターふれあい
エ 施設所在地	別府市大字亀川字中山田 1 0 2 6 - 1 0
オ 施設種別	指定障がい者デイサービス事業所
カ 定 員	1 5 名
キ 現在の平均利用者数	5 名
ク 本特例措置における利用見込者数	
知的障がい者	0 名
障がい児	1 名
合計	1 名

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

7.4 m² / 人

指定障害者デイサービス事業所の職員数については、指定障害者デイサービス利用者数と障害児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

・指導員（介護福祉士）1 名・介護職員 1 名・事務員 1 名

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害者自立支援法に基づく障害者デイサービス事業所において障害児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障害児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称（施設種別）... ひばり園（知的障害児通園施設）

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

実習の受入、個別の支援方法の相談支援等

(別紙 1-3)

中津市

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団
イ 所在地	大分県中津市大字永添 2 7 4 4 番地
ウ 施設名称	いずみの園デイサービスセンター
エ 施設所在地	大分県中津市大字永添 2 7 4 4 番地
オ 施設種別	指定通所介護事業所
カ 定 員	3 5 名
キ 現在の平均利用者数	2 6 名
ク 本特例措置における利用見込者数	
知的障がい者	2 名
障がい児	2 名
合計	4 名

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

5.3 m²/人

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障がい者及び障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

・生活相談員 2 名 ・看護師 3 名 (兼務) ・介護職員 8 名

・理学療法士 1 (1) 名 ・機能訓練指導員 3 名 (兼務)

* () は非常勤職員数の再掲

* 定員を超える受入は行わないため、職員の増員はしない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害者自立支援法に基づく障害者デイサービス事業所において障がい児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障害児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称 (施設種別) ... つくし園 (肢体不自由児施設)

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

実習の受入、個別の支援方法の相談支援等

(別紙 1-4)

竹田市

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	社会福祉法人豊和会
イ 所在地	大分県竹田市久住町大字久住 6 4 8 5 番地 1
ウ 施設名称	久住デイサービスセンター「どんぐり」
エ 施設所在地	大分県竹田市久住町大字久住 6 4 8 2 番地
オ 施設種別	指定通所介護事業所
カ 定 員	14 名
キ 現在の平均利用者数	7 名
ク 本特例措置における利用見込者数	
知的障がい者	1 名
障がい児	1 名
合計	2 名

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

4.7 m²/人

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障がい者及び障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

- ・生活指導員 1 名 ・看護師 1 名 ・介護職員 3 名
- ・施設管理者(兼務) 1 名

* 定員を超える受入は行わないため、職員の増員はしない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害者自立支援法に基づく障害者サービス事業所において障がい児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障害児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称(施設種別) ... 児童デイサービスセンター「ゆうゆう」
(指定児童デイサービス事業所)

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

実習の受入、個別の支援方法の相談支援等

(別紙 1-5)

豊後大野市

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	社会福祉法人偕生園
イ 所在地	大分県豊後大野市大野町田中 7 0 0 番地 2
ウ 施設名称	デイサービスセンター偕生園
エ 施設所在地	大分県豊後大野市大野町田中 7 0 0 番地 2
オ 施設種別	指定通所介護事業所
カ 定 員	3 5 名
キ 現在の平均利用者数	3 0 名
ク 本特例措置における利用見込者数	
知的障がい者	0 名
障がい児	3 名
合計	3 名

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

$$7.5 \text{ m}^2 / \text{人}$$

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障がい者及び障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

・生活相談員 2 名 ・看護師 2 名 ・ケアワーカー 7 (1) 名

* () は非常勤職員の再掲

* 定員を超える受入は行わないため、職員の増員はしない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害者自立支援法に基づく障害者デイサービス事業所において障がい児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障がい児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称 (施設種別) ... 児童デイサービスセンター「ゆうゆう」
(指定児童デイサービス事業所)

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

実習の受入、個別の支援方法の相談支援等

(別紙 1-6(1))

由布市

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	社会福祉法人愛泉会
イ 所在地	大分県由布市庄内町西長宝 8 7 0 番地 1
ウ 施設名称	情和園デイサービスセンター
エ 施設所在地	大分県由布市庄内町西長宝 8 7 0 番地 1
オ 施設種別	指定通所介護事業所
カ 定 員	3 5 名
キ 現在の平均利用者数	2 9 名
ク 本特例措置における利用見込者数	
知的障がい者	1 名
障がい児	0 名
合計	1 名

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

4.4 m² / 人

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障がい者及び障害児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

- ・生活相談員 1 名 ・看護師 1 名 ・ケアワーカー 7 名
- ・機能訓練指導員 1 名

* 定員を超える受入は行わないため、職員の増員はしない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害者自立支援法に基づく障害者サービス事業所において障がい児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障害児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称（施設種別）... 当分の間、障がい児の受入は行わない

(別紙 1-6(2))

由布市

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	社会福祉法人真わ会
イ 所在地	大分県由布市湯布院町川北 1 3 5 4 番地の 1 3
ウ 施設名称	白心荘デイサービスセンター
エ 施設所在地	大分県由布市湯布院町川北 1 3 4 8 番地 3
オ 施設種別	指定通所介護事業所
カ 定 員	2 5 名
キ 現在の平均利用者数	2 1 名
ク 本特例措置における利用見込者数	
知的障がい者	1 名
障がい児	1 名
合計	2 名

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

6.2 m² / 人

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障がい者及び障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

指定障害者デイサービス事業所の職員数については、指定障害者デイサービス利用者数と障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

・介護職員 7 名 (1 名兼務) ・看護師 1 名 ・生活相談員 2 名 (兼務)
* 定員を超える受入は行わないため、職員の増員はしない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害者自立支援法に基づく障害者デイサービス事業所において障がい児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障害児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称 (施設種別) ... ひばり園 (知的障害児通園施設)

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

実習の受入、個別の支援方法の相談支援等

(別紙 1-6(3))

由布市

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	社会福祉法人清風会
イ 所在地	大分県由布市湯布院町川北 2 0 3 7
ウ 施設名称	シルバーケア総合センターぬくみ デイサービス事業部
エ 施設所在地	大分県由布市湯布院町川北 2 0 3 7
オ 施設種別	指定通所介護事業所
カ 定 員	1 5 名
キ 現在の平均利用者数	7 名
ク 本特例措置における利用見込者数	
	知的障がい者 1 名 ・ 障がい児 1 名 合計 2 名

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

3.3 m² / 人

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障がい者及び障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

・生活相談員 1 名 ・看護職員 2 (1) 名 ・介護職員 3 (2) 名
・機能訓練指導員 1 (1) 名

* () は兼務職員の再掲

* 定員を超える受入は行わないため、職員の増員はしない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害者自立支援法に基づく障害者サービス事業所において障がい児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障害児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称 (施設種別) ... ひばり園 (知的障害児通園施設)

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

実習の受入、個別の支援方法の相談支援等

(別紙 1-7)

姫島村

(1) 本特例措置を受けることを想定している事業所の概要

ア 運営主体	姫島村
イ 所在地	大分県国東郡姫島村 1 6 3 0 番地の 1
ウ 施設名称	姫島村高齢者生活福祉センター 姫寿苑
エ 施設所在地	大分県国東郡姫島村 1 5 6 2 番地
オ 施設種別	指定通所介護事業所
カ 定 員	3 7 名
キ 現在の平均利用者数	2 8 名
ク 本特例措置における利用見込者数	現在、利用予定者はいない

ケ 要件適合性の確認

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と知的障がい者数及び障がい児の利用者数の合算数で除した数が 3 m²以上であること

$$4.7 \text{ m}^2 / \text{人}$$

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障がい者及び障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

指定障害者デイサービス事業所の職員数については、指定障害者デイサービス利用者数と障がい児の利用者数の合算額で基準を満たしていること。

- ・生活指導員 1 名 ・看護師 1 名 (兼務) ・介護職員 1 0 名
- ・機能訓練指導員 1 名

* 定員を超える受入は行わないため、職員の増員はしない。

介護保険法に基づく指定通所介護事業所又は障害者自立支援法に基づく障害者デイサービス事業所において障がい児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置における新たに受け入れることとなる障がい児を適切に処遇するため、障がいの種別や程度に応じて、児童福祉法に基づく知的障がい児施設その他関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

支援施設の名称 (施設種別) ... 糸口学園 (知的障害児施設)

(2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

実習の受入、個別の支援方法の相談支援等

(3) その他

姫島村は離島であるため現在、知的障がい者・障がい児のデイサービス利用ニーズはないものの、要望がでた場合対応ができないため、本特例措置をうけることにより受入の体制を整備しておくものである。